

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内に建築物の用途制限										備考			
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地帯	第二種住居地帯	準隣接商業地帯	近接商業地帯	商業地帯	準工業地帯	工業専用地域		
①,②,③,④, ▲ 面積、階数等の制限あり	■ 建てられる用途	■ 建てられない用途											
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積2分の1未満のもの													非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が150m ² 以下のもの	①	②	③										④ ①に加えて、日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	②	③											④ ②に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの		③											④ ③に加えて、物品販売店舗、飲食店を除く。
店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの			④										④ 3階以下
店舗等の床面積が3,000m ² を超えるもの				④									④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
事務所等の床面積が150m ² 以下のもの					▲								
事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの					▲								▲ 2階以下
事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの					▲								
事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの					▲								
事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの					▲								
ホテル、旅館					▲								▲ 3,000m ² 以下
遊戯施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲								▲ 3,000m ² 以下
・カラオケボックス等													
風俗施設	・マジシャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等												
劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲							▲ 客室200m ² 未満
施設	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等							▲					▲ 個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
大学、高等専門学校、専修学校等													
図書館等													
施設	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等												
・神社、寺院、教会等													
病院	病院												
・公衆浴場、診療所、保健所等													
学校	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等												
等	老人福祉センター、児童厚生施設等												
自動車教習場		▲	▲			▲							▲ 600m ² 以下
単独倉庫(附属車庫を除く)					▲	▲	▲	▲					▲ 3,000m ² 以下
建築物附属車庫①②③については、建築物の延べ床面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③							▲ 300m ² 以下 2階以下 ① 600m ² 1階以下 ② 3,000m ² 以下 2階以下 ③ 2階以下
※一団地の敷地内について別に制限あり													
倉庫業倉庫													
畜舎(15m ² を超えるもの)						▲							▲ 3,000m ² 以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、量店、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	▲	▲	▲										原動機の制限あり ▲ 2階以下
工場	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②			原動機・作業内容の制限あり
・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②			作業場の床面積
倉庫	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下
等	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおがある工場												
自動車修理工場							①	①	②	③	③		作業場の床面積 ① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下 ③ 300m ² 以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②						① 1,500m ² 以下 2階以下
量が少ない施設													③ 3,000m ² 以下
量がやや多い施設													
量が多い施設													
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注 本表は、改正後の建築基準法別表第1の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。